

【緊急特別貸与無利子奨学金】の募集について

新型コロナウイルス感染症の拡大による影響で、世帯収入やアルバイト収入等が大幅に減少し、学生生活への経済的な影響が顕著となってきています。この度、アルバイト収入等の大幅な減少で修学継続が困難となった学生の皆さんへ、日本学生支援機構において、緊急支援として一定期間、特別の貸与を行う「緊急特別無利子貸与型奨学金」を実施します。

本奨学金は、第二種奨学金（有利子）制度を活用しつつ利子分を国が補填し、**実質無利子にて貸与**されるものです。希望される学生は、1の事項で申込対象者であるかをご確認の上、学生課へご連絡ください。

なお、大学ごとに推薦枠が定められており、必ずしも貸与できるとは限りません。

詳しくは



1. 対象：以下の全てに当てはまる方

- ①第二種奨学金の推薦基準（人物・学力・家計）を満たしていること
- ②推薦時において、第二種奨学金の貸与を受けていないこと
- ③家庭から多額の仕送りを受けていないこと（仕送り額が年間 150 万円以上ではないこと）
- ④生活費・学費に占めるアルバイト収入の占める割合が高いこと
- ⑤学生等本人のアルバイト収入について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により大幅に減少（前月比 50%以上減少）したこと

【支給金額（月額）】※返済必要・無利子

- ・学部：2～12 万円（1 万円単位で選択可）
- ・大学院：5 万円、8 万円、10 万円、13 万円、15 万円から選択

【支給期間】：2020 年 4 月～2021 年 3 月まで（最大 1 年間）

緊急特別無利子貸与奨学金について理解した上で利用を希望する学生は、**6 月 30 日（火）16 時**までに学生課に申し出て資料を受け取ってください。

2. 《手続きの流れ》

- ① 学生課で必要書類を受け取り
 - ・貸与奨学金希望するみなさんへ
- ② 学生課へ必要書類を提出（書類受け取り後 10 日以内）
 - ・【貸与奨学金】確認書兼同意書

- ・③スカラネット入力下書き用紙（記入済みであること）。
振り込み口座通帳のコピーを添付（必ず学生本人の名義であること）
 - ・生計維持者（父母等）の収入に関する証明書類（コピー可）（源泉徴収票、確定申告書、課税証明書 等）
 - ・アルバイト収入額とその支出額 内訳表（緊急特別無利子貸与奨学金用）
 - ・アルバイト収入減（令和2年1月以降）の証明書（給与明細、アルバイト代が振込されている通帳記載部分コピー等）
※1年次や留学等でアルバイト予定だった方で証明書が用意できない場合は不要
 - ・【貸与奨学金希望者で該当者のみ】長期療養費計算書
 - ・【貸与奨学金希望者で該当者のみ】単身赴任実費計算書
- ③ スカラネット下書きの記入に不備がなければ、スカラネット入力用ユーザーID およびパスワードを添えて下書き用紙を返却。
- ④ スカラネット下書き用紙の記入事項を入力する。
《スカラネット入力期限》
- ・第1回申込 : 6月19日（金） 24:00まで
 - ・第2回申込（最終） : 7月15日（水） 24:00まで
- ⑤ 採用になれば以下の日程で奨学金が振り込まれる。
- ・第1回申込 : 7月10日（金）
 - ・第2回申込 : 8月11日（火）

問い合わせ先 : 学務部学生課

[TEL:086-440-1122](tel:086-440-1122) または 1123